

公布された規則のあらまし

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則（規則第 47 号）

- 1 スポーツ振興審議会委員の報酬日額及び旅費の額を定めることとした。（別表関係）
- 2 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用することとした。

行政組織規則の一部を改正する規則（規則第 48 号）

- 1 統括本部の情報課を廃止し、同本部に情報・業務改革課を置き、農林水産商工本部の国際交流課及び観光課を廃止し、経営支援本部の統計調査課の名称を統計分析課に改めることとした。（第 3 条関係）
- 2 農林水産商工本部に国際・観光部を置き、同部に国際経済・交流課及びおもてなし課を置くこととした。（第 3 条関係）
- 3 原子力安全対策課、スポーツ課、地域福祉課、医務課、新エネルギー課、新産業・基礎科学課、商工課、農産課及び法務課の分掌事務の一部を改めるとともに、情報・業務改革課、国際経済・交流課、おもてなし課及び統計分析課の分掌事務を定めることとした。（第 6 条～第 10 条及び第 13 条関係）
- 4 世界遺産登録推進室の名称を世界遺産推進室に改め、新幹線・地域交通課に身近な移動手段確保推進室を置くこととした。（第 16 条関係）
- 5 統括本部にユニバーサルデザイン推進監を、農林水産商工本部にコスメティック構想推進監を、同本部国際・観光部に観光戦略推進監を置くことができることとするとともに、国際戦略推進監の所属を農林水産商工本部から同本部国際・観光部に移管し、農林水産商工本部の I L C 推進監を廃止することとした。（第 21 条関係）
- 6 統括本部に置かれた職にある者の一部は、ユニバーサルデザインの推進に関する事務の一部を処理し、農林水産商工本部に置かれた職にある者の一部は、コスメティック構想の推進に関する事務の一部を処理し、同本部国際・観光部に置かれた職にある者の一部は、海外施策の総合調整及び推進並びに旅券に関する事務又は観光施策の総合調整及び推進に関する事務の一部を処理することとした。（第 25 条関係）
- 7 国際交流プラザは、農林水産商工本部の所管に属することとした。（別表関係）
- 8 その他所要の改正を行うこととした。
- 9 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 10 佐賀県公有財産規則ほか 3 規則について、所要の改正を行うこととした。